

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分

(ふりがな) おのたいすけこうえんかい

1 政治団体の名称 小野たいすけ後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区広尾5丁目16番1
北村60館 3階302号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
小野 泰輔

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
小野 泰輔

事務担当者の氏名 (姓) (名)
門馬 一樹

(電話) 070-8323-8605

(電話)

(電話)

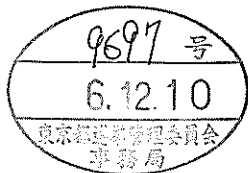
政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名) 小野 泰輔

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項	第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項	第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 小野 泰輔
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者)	
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

受付	審査	確認
	/	
消込	パンチ	照合



資金管理団体の指定の期間	
令和6年 1月 1日 から	
令和6年 11月 30日 まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和6年 1月 1日 から	
令和6年 11月 30日 まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

収 支 の 状 況

(その2)

項 目	金 額	項 目	金 額
I 収 入 総 額 (1)～(2)の計	15,671,992	II 支 出 総 額 1～2の計	15,632,985
(1) 前年からの繰越額	3,236,782	1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	482,985
(2) 本年の収入額 1～6の計	12,435,210	(1) 人 件 費	15,315
1 個人の負担する党費又は会費	0	(2) 光 熱 水 費	0
(党費又は会費を納入した人の数)	0人	(3) 備品・消耗品費	0
2 寄附 (1)～(2)の計	12,435,000	(4) 事 務 所 費	467,670
(1) 寄附の区分 ア～ウの計	12,435,000	2 政治活動費の合計 (1)～(6)の計	15,150,000
ア 個人からの寄附	6,435,000	(1) 組 織 活 動 費	0
(うち特定寄附)	0	(2) 選 挙 関 係 費	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0	(3) 機関紙誌の発行その他の 事業費 ア～エの計	0
ウ 政治団体からの寄附	6,000,000	ア 機関紙誌の発行事業費	0
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	イ 宣伝事業費	0
(2) 政党匿名寄附	0	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	エ その他の事業費	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入) (1000万円以上の政治資金パーティー)	0	(4) 調 査 研 究 費	0
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入) (1パーティーで1人20万円超の支払)	0	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	15,150,000
((2)のうち対価の支払いのあつせんによるもの)	0	(6) その他の経費	0
4 借 入 金	0	備 考	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0		
6 その他の収入 (1)～(2)の計	210		
(1) 10万円未満のものの計	210		
(2) 10万円以上のものの計	0	III 翌年への繰越額 (I－II)	39,007

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	210	
	合 計	210	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	駒井 滋	100,000	R6/3/4	東京都港区西麻布4-12-19-501	会社役員	
2	大上 二三雄	1,000,000	R6/10/2	東京都港区南青山1-15-8-1202	会社役員	
3	柳ヶ瀬 滋夫	100,000	R6/10/4	東京都大田区南馬込4-36-7	会社員	
4	小野 孝史	1,500,000	R6/10/5	東京都中央区新川1-28-7	不動産業	
5	小野 節子	1,500,000	R6/10/5	東京都中央区新川1-28-7	無職	
6	井山 大介	50,000	R6/10/8	東京都品川区5-11-46-701	会社役員	
7	井山 美葵	50,000	R6/10/8	東京都品川区5-11-46-701	医師	
8	坂東 俊輔	20,000	R6/10/9	東京都港区三田5-2-18-907	団体職員	
9	加藤 繁	100,000	R6/10/14	東京都千代田区四番町8-6-707	会社経営	
10	松野 貞文	1,000,000	R6/10/14	山梨県富士吉田市大明見1-13-41	会社経営	
11	渡邊 慶太	20,000	R6/10/16	東京都渋谷区恵比寿3-6-17	会社経営	
12	池田 淳	50,000	R6/10/17	東京都世田谷区豪徳寺2-2-17	会社員	
13	坂本 剛	100,000	R6/10/19	福岡県福岡市早良区西新5-15-30-502	会社役員	
14	石井 由美子	10,000	R6/10/21	東京都墨田区業平4-4-12-601	主婦	
15	江副 敬子	10,000	R6/10/23	東京都港区西新橋2-6-3	自営業	
	こ の 頁 の 小 計	5,610,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
16	磯俣 克平	50,000	R6/10/25	福岡県福岡市西区豊浜1-21-4	会社役員	
17	見満 周宜	300,000	R6/11/6	東京都杉並区宮前4-2-24	投資家	
18						
	こ の 頁 の 小 計	350,000				
	そ の 他 の 寄 附	475,000				
	合 計	6,435,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	日本維新の会 国会議員団	1,000,000	R6/6/28	東京都千代田区永田町2-17-3	馬場 伸幸	
2	日本維新の会 国会議員団	2,000,000	R6/9/25	東京都千代田区永田町2-17-3	馬場 伸幸	
3	日本維新の会 国会議員団	3,000,000	R6/10/10	東京都千代田区永田町2-17-3	馬場 伸幸	
4	(小計)	6,000,000				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	6,000,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
16						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	6,000,000				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	政治資金監査報酬	149,685	R6/2/28	西宇公認会計士事務所	東京都千代田区神田駿河台2-10-6	
2	政治資金監査報酬	149,685	R6/11/19	西宇公認会計士事務所	東京都千代田区神田駿河台2-10-6	
3	献金システム利用料	165,550	R6/11/30	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1-11-11	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	464,920				
	そ の 他 の 支 出	2,750				
	合 計	467,670				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄附金	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	寄附金	3,000,000	R6/1/31	日本維新の会 衆議院東京都第7選挙区支部	東京都渋谷区広尾5-16-1	
2	寄附金	7,000,000	R6/10/5	日本維新の会 衆議院東京都第7選挙区支部	東京都渋谷区広尾5-16-1	
3	寄附金	3,500,000	R6/10/10	日本維新の会 衆議院東京都第7選挙区支部	東京都渋谷区広尾5-16-1	
4	寄附金	1,200,000	R6/10/18	日本維新の会 衆議院東京都第7選挙区支部	東京都渋谷区広尾5-16-1	
5	寄附金	450,000	R6/10/25	日本維新の会 衆議院東京都第7選挙区支部	東京都渋谷区広尾5-16-1	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		15,150,000				
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		15,150,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 12月 9日

政治団体の名称 小野たいすけ後援会

会計責任者の氏名

小野

泰輔



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

小野

泰輔



政治資金監査報告書

令和6年12月3日

小野たいすけ後援会

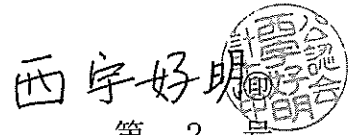
代表 小野 泰輔 殿

登録政治資金監査人

登録番号

第2号

研修修了年月日平成20年12月17日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、小野たいすけ後援会の令和6年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、小野たいすけ後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

小野たいすけ後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、小野たいすけ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上